

# 三重県集客施設時短要請等協力金(R3 8/27~9/30)

## 【非飲食業カラオケ事業者用】

### <申請受付要項>

#### 【受付期間】

令和3年10月1日（金）から令和3年11月5日（金）まで

#### 【受付方法】

##### 1 申請書類の提出方法

**郵送のみ受付** 令和3年11月5日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請等協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宛先については、事務局が用意する宛名用紙（P20 参考5）を切り取って活用いただけます。手書きで記入される場合は、必ず封筒に「非飲食業カラオケ事業者 第1期分（8/27~9/30）申請書在中」と記載してください。

##### 2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00021.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00021.htm)



②郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年10月22日（金）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口

電話番号：059-224-3184

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

## ※必ずお読みください※

- 1 今回の時短要請等協力金（令和3年8月27日～9月30日）に関する申請は1事業者につき、1回限りとなります。
- 2 休業または営業時間短縮要請期間において、以下の協力金や支援金と重複して申請することはできません。  
三重県飲食店時短要請等協力金、三重県地域経済応援支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」
- 3 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 4 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象事業者の時短営業の取組に係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 5 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 6 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 7 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

## I 協力金の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が再拡大する中、三重県は、「三重県緊急事態措置～かけがえない命を守るために～」(令和3年8月25日発表、以下「緊急事態措置」という。)において、県内全域の食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ事業者に対して、8月27日から9月12日までの休業または営業時間の短縮(以下、「時短営業」という。)要請を行い、9月9日には要請期間を9月30日まで延長しました。

本要請に応じて、要請対象となる店舗の休業または時短営業に全面的に協力いただいた事業者に対して、協力金を支給します。

### ■対象区域

三重県内全域

### ■要請期間(支給対象期間)

緊急事態措置実施期間(①延長前：令和3年8月27日(金)から令和3年9月12日(日)、  
②延長後：令和3年8月27日(金)から令和3年9月30日(木))

### ■対象事業者

飲食店営業許可を受けていないカラオケ事業者

### ■休業

県内全域の全ての店舗について、全期間、休業に協力いただくことをいいます。

### ■時短営業

県内全域の全ての店舗について、酒類(持ち込み含む)、カラオケの提供をとりやめたうえで、全期間、20時から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくことをいいます。

### ■支給額

以下の方法により支給額を決定します。

#### 1 建築物の総床面積が1000㎡を超えるカラオケ店

※建築物の総床面積の考え方については、P17～19参考3「面積の判断基準」を参照してください。

対象店舗のうち、支給の対象となる面積を算定する必要があります。具体的には、対象店舗の運営事業者自らが、一般客向け事業の用に直接供している部分(以下、「自己利用部分面積」という)を指します。さらにその中から、生活必需物資の販売や生活必需サービス(P16参考2「生活必需物資の販売やサービス提供を行う施設」を参照)を提供する部分を除いた面積が、支給の対象となります。

その他自己利用部分面積の考え方については、P19参考4「協力金算定時の面積の考え方」も参照してください。

【算定方法】

① 休業の場合

自己利用部分面積（ホール、カラオケ室への通路、カラオケ室など）1,000㎡（1単位）毎に20万円×休業日数

自己利用分面積1,000㎡を1単位とし、1単位未満を切り捨てとします。ただし、自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満（ただし0㎡は除く）の場合は、1,000㎡（1単位）とみなします。

② 時短営業の場合

自己利用部分面積（ホール、カラオケ室への通路、カラオケ室など）1,000㎡（1単位）毎に20万円×時短率※×時短日数

自己利用分面積1,000㎡を1単位とし、1単位未満を切り捨てとします。ただし、自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満（ただし0㎡は除く）の場合は、1,000㎡（1単位）とみなします。

2 建築物の総床面積が1000㎡以下のカラオケ店

●休業の場合

2万円×休業日数

●時短営業の場合

2万円×時短率※×時短日数

(※) 時短率

時短営業の要請に応じて短縮された営業時間÷要請期間中の通常の営業時間

要請期間中の通常の営業時間とは、8月5日時点で対外的に広く周知している営業時間のことをいう（曜日等によって通常の営業時間が異なる場合は、特定の曜日の営業時間を選択して算定に用いる）

時短営業の要請に応じて短縮された営業時間とは、上記通常の営業時間のうち、時短を要請する時間帯（20時より翌日5時）までの間において短縮した時間をいう

Ⅱ 休業の場合の申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）とします。

※要件確認用の簡易フローチャートも参考にしてください。

参考1

……P. 15

※一の施設について、大規模施設運営事業者、テナント店及び非飲食業カラオケ事業者のいずれ

の要件にも該当する場合は、いずれか一つの要項に基づき申請してください。

- 1 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ事業者であること。
- 2 休業要請の全ての期間（緊急事態措置実施期間（①延長前：令和3年8月27日から令和3年9月12日、②延長後：令和3年8月27日から令和3年9月30日）、対象店舗が三重県からの要請に全面的に協力していること。  
※「全面的に協力」とは、上記①と②のいずれかの期間の全ての日（期間中に新規開店した場合は、新規開店日から9月12日または9月30日）において、営業時間の短縮等にご協力いただくことをいいます。ただし、令和3年9月13日から実施でも可とします。  
※要請期間中に新規開店した場合は、新規開店日からの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。  
※なお、令和3年8月5日（要請期間中に新規開店した場合は、開店日）時点で、通常の営業終了時刻が20時を越えていること（新規開店の場合は営業を行う予定であったこと）が対外的に広く周知されている事業者が、休業に替えて、時短営業していただく場合や、休業と時短営業を組み合わせ実施していただく場合も対象となります。
- 3 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じ店舗運営を行っていること。  
※業種別ガイドラインはこちらを参照ください。  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>
- 4 三重県飲食店時短要請等協力金、三重県地域経済応援支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」のいずれかについて、期間を重複して受給した事業者でないこと。
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 6 今回の三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～9月30日）に関する申請は1事業者につき、1回限りであること。
- 7 業務委託等で施設・店舗運営を行っている場合、当該施設・店舗分の申請は委託元または委託先からのどちらかとなること。

## Ⅱ 時短営業の場合の申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）とします。

※要件確認用の簡易フローチャートも参考にしてください。

参考1

……P. 15

※一の施設について、大規模施設運営事業者、テナント店及び非飲食業カラオケ事業者のいずれの要件にも該当する場合は、いずれか一つの要項に基づき申請してください。

- 1 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ事業者であること。
- 2 令和3年8月5日（要請期間中に新規開店した場合は、開店日）時点で、通常の営業終了時刻が20時を越えていること（新規開店の場合は営業を行う予定であったこと）が対外的に広く周知されている店舗であること。
- 3 時短要請の全ての期間（緊急事態措置実施期間（①延長前：令和3年8月27日から令和3年9月12日、②延長後：令和3年8月27日から令和3年9月30日）、事業者が三重県からの要請に全面的に協力した結果、対象店舗の営業時間が20時までとなったこと。  
※「全面的に協力」とは、上記①と②のいずれかの期間の全ての日（期間中に新規開店した場合は、新規開店日から9月12日または9月30日）において、時短営業にご協力いただくことをいいます。ただし9月13日から実施の場合も可とします。
- 4 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じ店舗運営を行っていること。  
※業種別ガイドラインはこちらを参照ください。  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>
- 5 三重県飲食店時短要請等協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」のいずれかについて、期間を重複して受給した事業者でないこと。
- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 7 今回の三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～9月30日）に関する申請は1事業者につき、1回限りであること。
- 8 業務委託等で施設・店舗運営を行っている場合、当該施設・店舗分の申請は委託元または委託先からのどちらかとなること。

### Ⅲ 申請手続き

#### ■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

- ① 三重県庁のホームページからダウンロード

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00021.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00021.htm)

- ② 郵送にて請求（申請書類送付先へ請求、令和3年10月22日（金）までの受付）

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

#### ■申請書類

下記の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

- ① 休業の場合

<申請に必要な書類>

※詳細は別表1を参照してください。

……P. 10～11

別表1

1	三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～令和3年9月30日）支給申請書兼請求書【第1号様式】	6	対象店舗の営業実態が客観的に確認できる書類（写しでも可）（※）
2	非飲食業カラオケ事業者情報記入シート（休業用）【第1号様式別紙①-1（建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合）又は第1号様式別紙①-2（建築物の総床面積が1,000㎡以下の場合）】	7	対象店舗が休業したことが確認できる書類（写しでも可）（※）
3	対象店舗の面積が確認できる書類【第1号様式別紙②】*建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合のみ提出	8	対象店舗の外観写真及び内観写真（カラー）（※）
4	誓約書【第2号様式】	9	登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し（※）
5	提出書類チェックシート	10	通帳の写し（※）

（※）協力金の審査上、上記書類のほか、追加で書類の提出を求める場合があります。

（※）A4サイズを下回る書類については、貼付台紙に貼り付けて提出してください。

② 時短営業の場合

<申請に必要な書類>

※詳細は別表2を参照してください。

……P. 12~14

別表2

1	三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～令和3年9月30日）支給申請書兼請求書【第1号様式】	7	対象店舗の通常（8月5日時点）の営業時間が確認できる書類（写しでも可）（※）
2	非飲食業カラオケ事業者情報記入シート（時短営業用）【第1号様式別紙①-3（建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合）又は第1号様式別紙①-4（建築物の総床面積が1,000㎡以下の場合）】	8	対象店舗が時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可）（※）
3	対象店舗の面積が確認できる書類【第1号様式別紙②】*建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合のみ提出	9	対象店舗の外観写真及び内観写真（カラー）（※）
4	誓約書【第2号様式】	10	登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し（※）
5	提出書類チェックシート	11	通帳の写し（※）
6	対象店舗の営業実態が客観的に確認できる書類（写しでも可）（※）		

（※）協力金の審査上、上記書類のほか、追加で書類の提出を求める場合があります。

（※）A4サイズを下回る書類については、貼付台紙に貼り付けて提出してください。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年11月5日（金）まで（消印有効）

2 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請等協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宛先については、事務局が用意する宛名用紙（P20 参考5）を切り取って活用いただけます。手書きで記入される場合は、「非飲食業カラオケ事業者 第1期分（8/27～9/30）申請書在中」と封筒に記載してください。

## Ⅳ 協力金の支給までの流れ等

### ■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、申請者（又は担当者）へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や、追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

### ■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

### ■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

### ■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

## Ⅴ その他

### ■公表について

時短要請にご協力いただいた対象事業者は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

### ■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

### ■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口  
電話番号：059-224-3184  
受付時間：9時から17時まで（平日のみ）  
開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

## 申請に必要な書類（休業の場合）

※協力金の審査上、上記書類のほか、追加で書類の提出を求める場合があります。

提出書類一覧		
申請 様 式	1	三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～令和3年9月30日） 支給申請書兼請求書 【第1号様式】
	2	非飲食業カラオケ事業者情報記入シート 【第1号様式別紙①-1（建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合）又は第1号様式別紙①-2（建築物の総床面積が1,000㎡以下の場合）】 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3	対象店舗の面積が確認できる書類 【第1号様式別紙②】 <b>*建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合のみ提出</b> 第1号様式別紙②により、下記2点のことについて明示してください。 ①建築物の総床面積が1,000㎡を超えることについて ②協力金の対象として申請する自己利用部分面積（ホール、カラオケ室への通路、カラオケ室など）について  またそれぞれ①、②を説明する書類として、以下のものを添付してください。A4サイズ未満の場合は、原則A4サイズ以上に拡大してください。 ①最新の建築確認申請書の副本の写し 上記の提出が困難な場合は、 複合施設：建築基準法上の総床面積が確認できる書類（総床面積求積図の写し等） 複合施設以外：建築計画概要書の写し等 を提出してください。 ②協力金の対象として申請する面積を色塗りした平面図等 （店舗内の位置関係を把握するため、フロアマップ等がある場合は併せて添付してください。） ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。 ※図面上に面積（㎡）を記載してください。
	4	誓約書 【第2号様式】 申請者が法人の場合は、記名押印（代表者印）または代表者本人が自署してください。 申請者が個人事業主の場合は、申請者本人が自署してください。 ※原本での提出をお願いします（カラーコピー不可）
	5	提出書類チェックシート 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です（非該当の項目を除く）。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。

施設に関する添付書類	6	<p><b>対象店舗の営業実態が客観的に確認できる書類（写しでも可）</b></p> <p>チラシ、ホームページを印刷したもの等、客観的に営業していることがわかる店舗名が入った書類をいいます。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の書類が必要です。</p>
	7	<p><b>対象店舗が休業したことが確認できる書類（写しでも可）</b> 〈貼付台紙1-①〉</p> <p>※店舗名が入った書類</p>
	8	<p><b>対象店舗の外観写真および内観写真（カラー）</b> 〈貼付台紙2〉</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店舗全体（店舗名を含む外観）</p> <p>②時短営業を実施した自己利用部分面積のサービス提供スペース（内観）</p> <p>※1枚の写真で撮影することが困難な場合は、複数の写真に分割してください。</p> <p>※②について、スペースが細かく分かれ多数にわたる場合は、面積の大きい主要なスペースから順に3箇所以上添付してください。</p> <p>※令和3年8月1日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の写真が必要です。</p>
申請者に関する添付書類	9	<p><b>登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し</b> 〈貼付台紙3〉</p> <p>法人の場合は、現在の会社情報が記載されている登記事項証明書を提出してください。</p> <p>※全てのページの提出をお願いします。</p> <p>個人事業主の場合は、代表者本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。（例：運転免許証のウラ面）</p> <div style="text-align: right;">  </div>
	10	<p><b>通帳の写し</b> 〈貼付台紙4〉</p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>①金融機関名</p> <p>②支店名</p> <p>③口座番号</p> <p>④口座名義人（漢字、フリガナ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div> <p>※三十三銀行、伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫の場合は、通帳表紙に記載の口座名の全てのフリガナが必要となります。</p>

提出書類一覧		
申請 様 式	1	三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～令和3年9月30日） 支給申請書兼請求書 【第1号様式】
	2	非飲食業カラオケ事業者情報記入シート 【第1号様式別紙①-3（建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合）又は第1号様式別紙①-4（建築物の総床面積が1,000㎡以下の場合）】 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3	対象店舗の面積が確認できる書類 【第1号様式別紙②】 <b>*建築物の総床面積が1,000㎡を超える場合のみ提出</b> 第1号様式別紙②により、下記2点のことについて明示してください。 ①建築物の総床面積が1,000㎡を超えることについて ②協力金の対象として申請する自己利用部分面積（ホール、カラオケ室への通路、カラオケ室など）について  またそれぞれ①、②を説明する書類として、以下のものを添付してください。A4サイズ未満の場合は、原則A4サイズ以上に拡大してください。 ①最新の建築確認申請書の副本の写し 上記の提出が困難な場合は、 複合施設：建築基準法上の総床面積が確認できる書類（総床面積求積図の写し等） 複合施設以外：建築計画概要書の写し等 を提出してください。 ②協力金の対象として申請する面積を色塗りした平面図等 （店舗内の位置関係を把握するため、フロアマップ等がある場合は併せて添付してください。） ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。 ※図面上に面積（㎡）を記載してください。
	4	<b>誓約書 【第2号様式】</b> 申請者が法人の場合は、記名押印（代表者印）または代表者本人が自署してください。 申請者が個人事業主の場合は、申請者本人が自署してください。 ※原本での提出をお願いします（カラーコピー不可）
	5	<b>提出書類チェックシート</b> 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です（非該当の項目を除く）。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。

施設に関する添付書類	6	<p><b>対象店舗の営業実態が客観的に確認できる書類（写しでも可）</b></p> <p>チラシ、ホームページを印刷したもの等、客観的に営業していることがわかる店舗名が入った書類をいいます。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の書類が必要です。</p>
	7	<p><b>時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可） 〈貼付台紙1-②〉</b></p> <p>時短営業を実施したことを対外的に広く周知したもの（三重県作成の貼り紙、自作の貼り紙、チラシやホームページ等で明示しているもの等）をいいます。</p> <p>※以下の項目が記載されていることが必要です。</p> <p>①三重県の要請に応じたこと</p> <p>②実施期間</p> <p>③要請期間中は、20時までで閉店すること</p> <p>④通常（8月5日時点）の営業時間からの変更（又は休業していること）</p> <p>⑤店舗名が入っていること（住所含む）</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の書類が必要です。</p> <p>※写真の場合はカラーとし、貼り紙等の記載内容まで判別できるものを添付してください。</p>
	8	<p><b>通常（8月5日時点）の営業時間が確認できる書類（写しでも可） 〈貼付台紙1-③〉</b></p> <p>時短営業前から、通常（8月5日時点）の営業時間を対外的に広く周知している店舗名が入った書類をいいます。</p> <p>例）営業時間が記載された看板の写真</p> <p>営業時間が記載された店舗のチラシ又はホームページの印刷 …等</p> <p>※要請期間中の新規開店については、新規開店時に時短営業の要請がなければ営業する予定であった営業時間（対外的に広く周知しているものに限る）を示しているものをいいます。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の書類が必要です。</p> <p>※写真の場合はカラーとし、記載内容まで判別できるものを添付してください。</p>
	9	<p><b>対象店舗の外観写真および内観写真（カラー） 〈貼付台紙2〉</b></p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店舗全体（店舗名を含む外観）</p> <p>②時短営業を実施した自己利用部分面積のサービス提供スペース（内観）</p> <p>※1枚の写真で撮影することが困難な場合は、複数の写真に分割してください。</p> <p>※②について、スペースが細かく分かれ多数にわたる場合は、面積の大きい主要なスペースから順に3箇所以上添付してください。</p> <p>※令和3年8月1日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の写真が必要です。</p>

申請者に関する添付書類	10	<p><b>登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し 〈貼付台紙3〉</b></p> <p>法人の場合は、現在の会社情報が記載されている登記事項証明書を提出してください。 ※全てのページの提出をお願いします。</p> <p>個人事業主の場合は、代表者本人の運転免許証等を提出してください。 ※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。（例：運転免許証のウラ面）</p> 		
	11	<p><b>通帳の写し 〈貼付台紙4〉</b></p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。 ※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①金融機関名</p> <p>②支店名</p> <p>③口座番号</p> <p>④口座名義人（漢字、フリガナ）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">オモテ面</p>  <p style="text-align: center;">1・2ページ目</p>  </td> </tr> </table> <p>※三十三銀行、伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫の場合は、通帳表紙に記載の口座名の全てのフリガナが必要となります。</p>	<p>①金融機関名</p> <p>②支店名</p> <p>③口座番号</p> <p>④口座名義人（漢字、フリガナ）</p>	+
<p>①金融機関名</p> <p>②支店名</p> <p>③口座番号</p> <p>④口座名義人（漢字、フリガナ）</p>	+	<p style="text-align: center;">オモテ面</p>  <p style="text-align: center;">1・2ページ目</p> 		

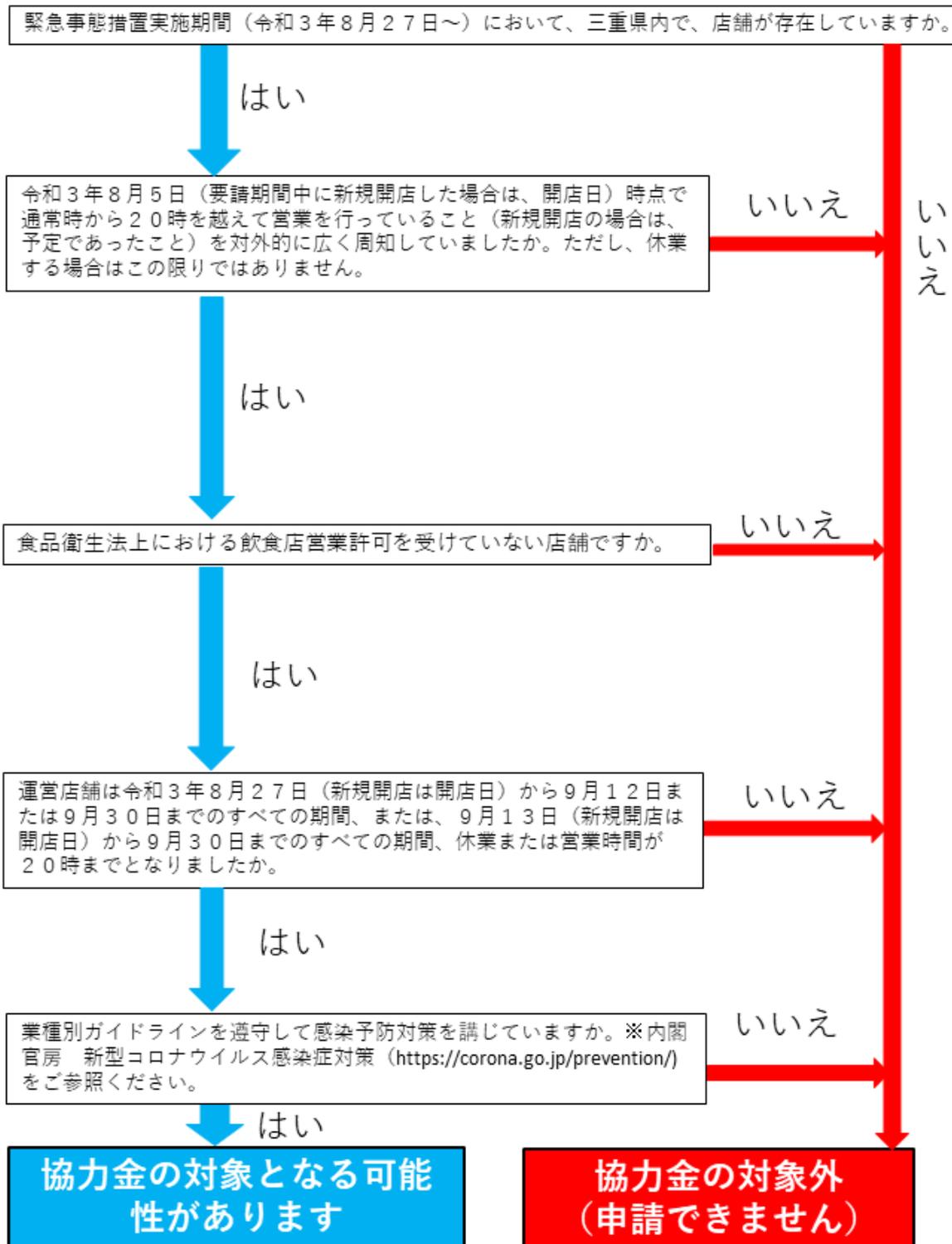
※協力金の審査上、上記書類のほか、追加で書類の提出を求める場合があります。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県集客施設設時短要請協力金相談窓口  
 電話番号：059-224-3184  
 受付時間：9時から17時まで（平日のみ）  
 開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

参考1

三重県集客施設時短要請等協力金（令和3年8月27日～9月30日）・要件確認簡易フローチャート（非飲食業カラオケ事業者版）



※申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給します。  
※簡易版の要件確認なので、申請の際は必ず「申請受付要項」をご確認ください。

## 生活必需物資の販売やサービス提供を行う施設

種類	施設例
博物館等	図書館
物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 ※生活必需物資・サービス	卸売市場
	食料品売場(移動販売店舗を含む)
	コンビニエンスストア
	百貨店(生活必需品売場)
	スーパーマーケット
	ホームセンター(生活必需品売場)
	ショッピングモール(生活必需品売場)
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋
	本屋
	自転車屋
	家電販売店
	園芸用品店
	鍵屋
	家具屋
	自動車販売店
	カー用品店
	花屋
	理髪店
	美容院
	銭湯(公衆浴場)
	郵便局
	メディア
	貸衣装屋
	不動産屋
	質屋
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋(たばこ専門店)
	プライダルショップ
	100円ショップ
	駅売店
	修理店(時計・靴・洋服等)
	ランドリー
	クリーニング店
	ごみ処理関係
ホテル(集会の用に供する部分を除く。)	
旅館(集会の用に供する部分を除く。)	
遊興施設 ※夜間の長時間滞在を目的とした利用が、相当程度見込まれる施設	ネットカフェ
	マンガ喫茶

面積の判断基準

休業または時短要請対象となるカラオケ店舗の建築物の総床面積が1000㎡以下の場合と1000㎡を超える場合で、申請方法が異なるため、以下の考え方により、面積を算出してください。

【基本的な考え方】

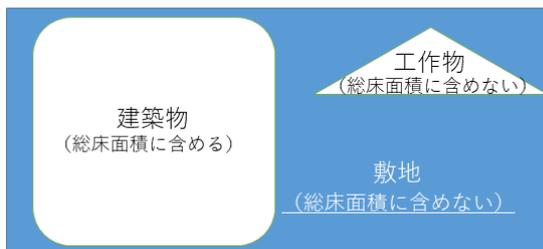


店舗の建築物において、事務スペース等のカラオケ室以外も含んだ総床面積が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 1000㎡超で申請
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 1000㎡以下で申請

※工作物や敷地面積は算定に含めませんのでご注意ください。

面積の判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



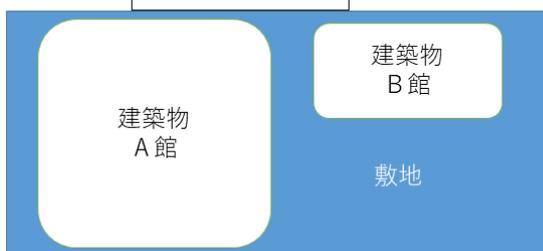
【基本的な考え方】

店舗の建築物において、事務スペース等のカラオケ室以外も含んだ総床面積が

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 1000㎡超で申請
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 1000㎡以下で申請

※協力金の算定に係る面積ではないことに注意！

1つの店舗施設



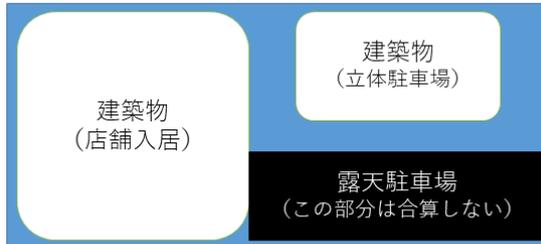
【1つの店舗施設における敷地内に複数建築物がある場合】  
それらの建築物の床面積を合計して

- ◆ 1000㎡超 ⇒ 1000㎡超で申請
- ◆ 1000㎡以下 ⇒ 1000㎡以下で申請

◀左の例の場合▶  
同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

参考3

時短要請対象施設かどうかの判断基準  
(協力金金額の算出にかかる面積の考え方ではありません)



【同一の店舗敷地内に駐車場がある場合、駐車場が】

①立体駐車場の場合・・・建築物として合算  
「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

◆1000㎡超 ⇒ 1000㎡超で申請

◆1000㎡以下 ⇒ 1000㎡以下で申請

②露天駐車場の場合・・・合算しない。

## ＜協力金算定時の面積の考え方＞

### 基本的な考え方

自己利用部分面積（店舗施設運営事業者自らが一般客向け事業の用に直接供している部分）  
 →敷地内にある**建築物の総床面積**から、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分（※）を差し引いた面積。

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分

- ・生活必需品の販売等を行う区画
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務所、倉庫 等

■基本となるサービス提供部分の例（建築物に限る）

- ・ホール部分、カラオケ室までの通路、カラオケ室部分  
...等

※当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分や屋根のない屋外部分等を含みません。

◆参考：建築物とは

- ・土地に定着する工作物で、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。  
→競技場等の屋外観覧席部分等の例外を除き、基本的には屋根のある部分が建築物となります。

※あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。  
 協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じてご判断ください。

<角形2号封筒用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請等協力金事務局 行

<下記書類在中> ※該当項目にチェックをしてください

非飲食業カラオケ事業者 第1期分(8/27~9/30)

新規申請書

非飲食業カラオケ事業者 第1期分(8/27~9/30)

補正書類

※<キリトリ>

<レターパック用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請等協力金事務局 行

※<キリトリ>

\*キリトリ線で切り取ったものを封筒に貼り付けて提出してください。

\*提出する書類の中身をチェックして提出してください。

(レターパックの際は、角形2号封筒用の記載内容を参考に、品名に提出書類を記入してください。)